

地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の自己啓発等休業に関する規程

制定 平成20年4月1日 規程第56号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第50条の規定に基づき、職員（就業規則第2条に規定する職員をいい、同規則第6条に規定する任期付職員を除く。以下同じ。）の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等の課程 次に掲げる課程をいう。

ア 大学（大学院及び専攻科を含む。以下同じ。）の課程

イ 学校以外の教育施設に置かれる課程であって、学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学の課程に相当する教育を行うと認められる課程

ウ アに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程

(2) 国際貢献活動 独立行政法人国際協力機構が行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動をいう。

(自己啓発等休業)

第3条 職員が大学等の課程の履修又は国際貢献活動のため休業（以下「自己啓発等休業」という。）することを申請した場合において、業務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の業務に関する能力の向上に資すると認められるときは、理事長はこれを承認することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件のいずれかを欠く場合については、自己啓発等休業をすることができない。

(1) 在職期間が2年以上であること

(2) 職務を通じての職員の育成に支障がないこと

(3) 自己啓発等休業開始日前2年間において、欠勤又は病気休職・起訴休職（就業規則第2条第1項第1号及び第2号に定める休職をいう。）等の事由により1年以上勤務しない期間がないこと

(4) 大学等課程の履修のための自己啓発等休業の場合にあつては、職務復帰後5年以上の在職期間が見込まれ、かつ職務復帰後に継続して勤務する意思があること

(5) 大学等課程の履修のために自己啓発等休業をしようとする場合に、以前に大学等の課程の履修のために自己啓発等休業をしたことがある者について、前回の大学等の課程の履修のための自己啓発等休業からの在職期間が5年以上であること（大学院の修士課程修了後に博士課程を履修する場合及び前回の自己啓発等休業が傷病等のやむを得ない理由により終了となった場合を除く。）

(自己啓発等休業の期間)

第4条 自己啓発等休業の期間は、次の各号に定める期間とする。

(1) 大学等課程の履修のための休業（次号に掲げるものを除く。） 2年を上限とし、当該課程の履修に必要な期間

(2) 大学院の課程（これに相当する外国の大学の課程を含む。）であつて、3年を超えないものを履修するための休業 3年を上限とし、当該課程の履修に必要な期間

(3) 国際貢献活動のための休業 3年を上限とし、当該活動に必要な期間

2 前項第1号及び第2号の当該課程の履修に必要な期間は、大学等における課程の履修の期

間及び課程の履修の開始又は職務への復帰のための転居に要する期間とする。

3 第1項第3号の当該活動に必要な期間は、当該活動に従事するために参加が義務付けられている訓練に参加した日から奉仕活動地域から帰国する日までの期間とする。

(自己啓発等休業の申請)

第5条 自己啓発等休業を申請する職員は、自己啓発等休業しようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにして、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに申請しなければならない。

2 理事長は、自己啓発等休業を申請した職員に対して、当該申請について確認するために必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第6条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第4条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、1回に限るものとする。

3 第3条第1項の規定は自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の終了)

第7条 自己啓発等休業をしている職員が、次の各号に該当する場合は、理事長は、自己啓発等休業を終了させるものとする。

(1) 就業規則第22条第1項の規定による休職となった場合

(2) 就業規則第54条第3号の規定による停職となった場合

(3) 大学等の課程を卒業し、又は修了した場合

(4) 国際貢献活動が終了した場合

(5) 前2号のほか、大学等の課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(6) 大学院等の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を一定期間欠席している場合

(7) 国際貢献活動の全部又は一部を行っていない場合

(8) 自己啓発等休業の期間内に大学等の課程を卒業又は修了することが困難となった場合

(9) 自己啓発等休業の期間内に国際貢献活動の目的を達成することが困難となった場合

(10) 自己啓発等休業を継続することが信用失墜にあたりと認められる場合

(11) 前3号のほか、大学等の課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じる事由が生じた場合
(報告等)

第8条 自己啓発等休業をしている職員は、前条第3号から第11号に定める場合その他理事長が必要と認める場合は、大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について理事長に報告しなければならない。

(自己啓発等休業期間中の給与等)

第9条 自己啓発等休業期間中の給与等の取扱いについては、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員給与規程、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程、及び、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員退職手当規程の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 職員の在職期間については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定又は人事交流等により大阪市の職員から引き続き本法人の職員となった職員については、大阪市職員の在職期間を通算する。